

III. 社会資本の整備方法に関する課題

1. 新たな対応の工夫

我が国の社会資本は、従来、主として国または地方公共団体が事業主体として整備してきたが、近年においては、日本電信電話公社や日本国有鉄道の民営化、関西国際空港株式会社の発足等整備主体の変化が生じてきている。また、ニーズの高度化、多様化に伴い、質が高く多様なサービスが求められるようになったことから、一部には民間による社会資本整備も定着しつつある。

社会資本の整備水準についてみると、先進国との比較をするまでもなく未だ十分でないものも多く、これらは早急に整備を推進していくことが必要である。一方、現在は、高度成長期のように社会資本整備の立ち遅れが経済活動の隘路として表面化しているわけではなく、整備に際しては、経済的豊かさを実感できる国土づくりにこそより重点を置き、社会資本の質をより高度化すべき時代になったともいえよう。

21世紀までの10余年間は高い貯蓄率に支えられ、後世に残すべき良質な社会資本ストックを形成するための貴重な期間である。一方、21世紀に入ると高齢化が急速に進展し、若い世代の負担が重くなることが予想される。このため、計画期間中に整備すべき社会資本については、適切な資金確保の工夫により、事業量の拡大に努め、社会資本のサービス水準を着実に向上させることが求められており、以下に述べるような整備財源の組合せの工夫、整備主体の工夫等を行う必要がある。

2. 財源の工夫

社会資本整備の財源については、租税、NTT株売却益等租税以外の国庫支出金、公債、負担金、財政投融资資金、民間資金等が考えられる。整備に当たっては整備主体と財の性格に応じてこれらの財源を適切に組み合わせることが必要である。

受益者の負担については、社会資本の受益の範囲が特定できるものについて、その程度に応じて負担を課すことが必要である。また、所得水準の向上等により、より高度なサービスの供給が求められている分野については、極力、受益者負担金や料金を課し、整備財源の確保を検討していく必要がある。

また、社会資本の整備により生じる外部経済は、事業の複合化等により事業者によ

る利益吸収を図るとともに、地価上昇として外部経済が現れるものについては、税や開発者に負担を求める方法等で開発利益を吸収し、適正な還元を図る必要がある。

将来世代にも便益が及ぶこととなる社会資本については、公債による整備は、世代間の負担の公平という観点からは有効と考えられる。しかしながら、今後は高齢化の進展により将来の社会保障負担がさらに増加するものとみられ、国債が将来租税によって償還されるものであることを考慮すると、国債費と社会保障負担とを併せた将来世代の負担は大きくなることが予想される。このため、将来世代に過度の負担となることのないような配慮が必要であり、公債により財源を調達し整備を行っている施設については、公債と租税の割合についての国民的合意を形成していくことが重要である。

行政改革の成果である NTT 株等の売却収入については、現行のスキームにおいても公共事業の拡大、地方民活の採算性の向上等で大きな成果を現しつつあるが、今後とも、より有効な活用を図るため、対象事業の重点化、投入条件等について議論を深めていくことが必要である。

社会資本の整備における民間活力の活用を図ることも重要な課題であり、必要に応じて各種のインセンティブを付与することにより、民間資金の導入に努めるべきである。また、民間による収益を前提としない冠施設（民間の寄附により整備される施設等をいう。）の整備や官によって整備された施設の民による効率的な管理・運営、あるいは、民間施設を一般公開を条件に官が管理する等民間の貢献や官民の協調の様々な形態についてその実現の可能性を検討し、優良事業には官による支援を行うことが必要である。

また、地方団体間の財政力格差を改善し、財政調整を強化する方策を検討する必要がある。

3. 整備主体の工夫

(1) 地方の自主性、自律性の強化

今後、社会資本は、活力がありまた魅力のある地域経済社会の実現に貢献することが重要な課題である。その際には、個々の施設の整備水準の議論だけでなく、個々の施設が総体としてもたらす便益により地域全体がいかに魅力的であるかとの評価が重要となるため、地方公共団体が自主性、自律性を十分に発揮し、積極的な役割を果たすことが必要である。

従って、国と地方は共通の行政目的の実現を分担し責任を分かち合うという基本認識の下、地域に密着した社会資本整備は第一義的には地方が主体的に進め、国は計画づくりの面等でこれを支援したり、社会資本の効果が及ぶ範囲等に応じて適切な負担を行う等適切な役割分担を行うことが必要である。

(2) 民間活力の活用

多様化、高度化する社会資本ニーズへの的確な対応を図りつつ、社会資本のサービス水準を向上させるとともに、国内における投資を喚起し内需主導型の経済成長の実現に寄与するため、民間部門の有する資金、技術・ノウハウ等の経営能力等を活用し官民が各々の特性に応じ、施設の整備、管理、運営等について適切な役割分担を行うことによりバランスのとれた社会資本整備を行うことが重要である。

社会資本整備における民間活力の活用分野を考えた場合、基本的には官がより公共性が高く収益性の乏しいものを、民が収益性を確保しつつ公共性のあるものを分担すべきである。例えば、国土保全等の分野を主として官が、都市開発、情報通信等の分野を主として民が、それらの中間領域に属するものはその特性に応じて両者の適切な組合せが考えられる。

現在、ニーズの高度化、多様化等の流れの中で、質が高く、利便性のよい施設は有償であっても利用する傾向がみられ、特に大都市圏においては、文化施設、スポーツ施設、レクリエーション施設等はすでに民間活力が定着しつつある。また、大型プロジェクト、地域資源活用型プロジェクト等の分野においても民間活力の活用が図られている。今後もこのような流れを促進させるとともに、官の支援、助成等の支援措置を講ずることにより、より多くの国民が社会資本サービスを楽しむよう広い範囲に民間活力を誘導していく必要がある。

そのため、収益性向上の観点から、規制緩和、税制上の優遇、政策金融、国公有地の活用等のインセンティブを各種公共政策目的達成への貢献度、効果発現のテンポ及び範囲、事業の性格・事業が実施される地域等に起因する採算性の相違等を勘案して、適時適切に組合せ、必要に応じて思い切ったインセンティブ付与も検討すべきである。また、空港経営とターミナルビル経営、鉄道経営と沿線開発等の関連事業の複合化等による収益性の向上も重要である。

官民の協同の仕方については、今後、多様な態様が出て来ると予想されるが、社会資本のサービス機能を十分に発揮させるため、官民の役割分担についての明確なルー

ルづくりが必要な場合もある。例えば、総合保養地域整備法、民活法等にみられるように地域開発等を進める場合には、公共性、公平性等を確保する観点から、開発の基本的考え方、マスタープラン作り等を官が、これに基づく具体的事業の実施は民が主体となり官は基盤となる施設の整備等を行うことが一般的な基本型であるが、官民協同の進展に弾力的に対応していくためには、実態に即した事例の積み重ねによる学習過程が必要であろう。

4. 整備の効率化

21世紀初頭には、高齢化の進展により貯蓄率が低下し投資余力が減退する一方、高度成長期に蓄積された社会資本ストックの維持更新費が著増すると予想されている。それまでの期間は、後世に残すべき良質な社会資本ストックを形成するための貴重な期間であり、計画期間はその前段にあたることから、限られた資金を有効に使うことが一層重要であり、従来に増して社会資本整備の効率化を推進していかなければならない。

(総合的、計画的投資の実施)

今後の社会資本整備をより効率的かつ戦略的に行っていくためには、民間投資とのバランスや接続性も考慮しつつ複合的な効果をねらって集約的な投資を行うことが必要である。この場合、社会資本投資に係る費用対便益についての評価を重視しつつ、社会資本相互間での代替性、補完性を勘案して総合的、効率的な整備に努める。また、必要に応じて環境アセスメントの活用を図り、地域環境に調和した円滑な事業の推進を行い、環境対策の負担を軽減していくことにも配慮していくべきである。

(技術開発等による建設業の生産性向上)

社会資本整備に当たっては、施工技術の進歩等を背景とし工期の短縮や工事の省力化による建設費低減の努力が払われてきたところであるが、今後とも限られた資金で所要の社会資本ストックを整備していくためには、なお一層の建設費の低減化を図っていくことが求められている。そのため、技術開発を積極的に推進してコストダウンを図るとともに、市場原理に基づく公正な競争を通じて、技術と経営に優れた企業が成長するよう、行政においてもその条件整備をし、一層の生産性の向上に努めることが重要である。

(用地取得の円滑化)

社会資本は、その本来の特性から、それが立地する場所以外に対しても大きなメリ

ットをもたらすものであるから、公共の福祉と私権を調整のうえで、用地取得の円滑化に努めるべきである。このため、土地利用に当たっては公共の福祉優先という国民の合意の形成に努めるとともに、必要な場合には、土地収用制度を積極的に活用することが必要である。なお、地権者の利用が及ばない深い地下空間を公的な目的に利用できるようにすることも検討する必要がある。

(良質なストックの形成による維持更新費の節減)

我が国ではこれまでの社会資本投資により、年間のGNPを上回る社会資本ストックが蓄積されてきており、今後はその適切な維持管理と更新が大きな問題となることが予想される。このため、技術開発等の成果を活用した維持管理の少ない材料の使用や、維持管理の容易な構造の工夫を行い、維持管理費の節減を図る他、効率的運営による維持管理の円滑化のため民間活力の活用を図ることも必要である。また、先行的な整備を含めより高次であると同時に良質な施設の整備に努め、社会資本の耐用期間の長期化を図り、更新費の節減に努めていくことが必要である。

社会資本の利用に当たっても、国民が共有財産であることを自覚し、自主的に良好な状態を維持するよう広く呼びかけていくことが必要である。

補論 計画期間中の社会資本整備

1. 多極分散促進のための高速交通ネットワーク分野

(1) 幹線道路網の整備

① 高規格幹線道路網の整備にあたっては、

国土・地域政策上の視点、交通需要、地域開発の動向等をふまえ計画的かつ効率的な整備を進める。その際、地域の拠点都市、重要な空港、港湾などとの連絡強化、大都市圏内の都市高速道路などの自動車専用道路網との調和、豪雨、豪雪、地震などの自然災害時における代替ルートの確保に適切に配慮する。

早期かつ効率的整備を図るため、有料制度の活用、暫定施工の採用、維持管理の合理化等より一層の建設費、維持管理費の節減に努める。又、既存道路の活用についても検討する。地域振興に資するため開発インター制度の活用等開発利益の還元を図りつつ、インターチェンジの整備を図るとともにハイウェイ・オアシスの推進等沿道の地域開発の促進及びそれとの連携による利用喚起方策を積極的に実施する。

② 大都市圏の自動車専用道路網の整備にあたっては、

全国的な高速サービスとの連続性の確保に努めるとともに、道路管理者が異なる道路間における料金徴収システムの一体化や道路交通情報の提供体制の充実による利用者サービスの向上に努める。

大都市圏周辺部への機能分散を促進し、ネットワークの強化を図るため、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道等環状方向の道路整備に重点をおく。

③ 高規格幹線道路網と一体となって地域間・都市間を連絡し、国土構造の骨格を形成し国土全体の経済・社会活動を支える全国幹線道路網を形成するとともに、地域間の主要幹線道路として機能する一般国道等の幹線道路網の整備にあたっては、

高規格幹線道路と一般国道との間の機能の代替性・補完性を考慮し、両者の効率的な整備が図られるよう計画・施工時期の調整に努める。

臨海部地域の開発を推進するため、臨海部地域全体の連帯の強化、都心との連絡の強化を図る湾岸道路等の整備を推進する。

交通混雑の著しい区間におけるバイパス、環状道路の整備、4車幅整備、地域間の交流の円滑化に資する県際峠越えの交通不能区間解消等に重点をおいて整備する。

(2) 航空網の整備

東京・大阪圏の空港の処理能力が限界に達しつつある現状に鑑み、関西国際空港の整備、新東京国際空港の整備及び東京国際空港の沖合展開の三大プロジェクトを着実に推進する。

一般空港については需要の増大に対応した機材の大型化、ジェット化等に対応した整備を進める。また、相当規模の需要が見込まれる空港空白地域については、新たな地方空港の整備を検討する。

既存空港へのアクセスに長時間を要する地域を中心に輸送需要等を勘案しコンピューター空港の整備を進めるとともに、多様な地域航空のニーズに対応するためにヘリポートの整備を進める。

なお、航空網の整備に当たっては、周辺環境との調和に配慮するとともに、航空交通の安全性の確保及び空域の有効利用を図る施策も着実に講ずることとする。

(3) 鉄道網の整備

在来鉄道の活性化を図るため、在来線における速度向上や新幹線との乗り継ぎの改善等を図り、新幹線と在来線が一体となった広域的な鉄道網を形成する。

全国新幹線鉄道整備法に基づく整備計画5線については、国鉄改革の趣旨をも考慮して、逐次建設に着手する。なお、建設の着手に当たっては、着工の優先順位や財源問題等について適切な結論を得るものとする。

新しい技術開発の成果であり高速、低公害な将来の交通手段として期待されている磁気浮上式鉄道については、輸送機関として実用化するための技術開発等を進める。

(4) 海上交通網の整備

複合一貫輸送等の進展に対応し、全国における効率的な海上輸送網を形成するため、外貿コンテナターミナルの地方圏への分散による拠点化を図るとともに、内貿ユニットロードターミナルを全国各地に適切に整備する。また、臨港道路の整備を進めるとともに、港湾の広域化する背後圏への円滑な貨物流動を確保するため幹線臨港道路の整備を推進する。

さらに、情報システムの導入等により総合的な物流ターミナルの整備を推進する。

2. 国民生活基盤分野

(1) 国土保全

① 治水事業の推進

我が国は、自然的、社会的条件から災害に対して極めて脆弱な国土構造の下にあり、豊かな国民生活の基礎的条件を確保するために、安全基盤の充実が必要である。安全基盤に対する投資の効率的推進を図るためには、今後の都市化の進展や経済社会活動の動向等を踏まえ、我が国経済社会の潮流に的確に対応する必要がある。

このため、都市化社会の進展に対応して、地方中枢都市、中核都市をはじめとした都市部における治水対策の重点的整備を進めるとともに、地方のふるさとづくりに対応した治水対策の計画的な推進を図る。

また、流域の総合的管理を図るため、周辺地域の宅地開発、下水道整備等との整合性に配慮した総合治水対策の一層の推進を図る。さらに、スーパー堤防の整備を市街地再開発事業等による市街地整備と一体的に実施すること等により、治水事業の効果的、効率的推進と治水安全度の一層の向上による壊滅的被害の防止に努める。

さらに、都市における貴重な公共的空間としてのうるおいある水辺空間の整備にも努める。

② 治山事業の推進

国土の約7割が森林である我が国は、地形、地質、気象等の自然条件から山崩れ、土石流等の山地に起因する災害が発生しやすい状況にある。

このため、森林の維持造成を通じ安全な国土を形成する一方、水需要の増大化傾向への対応と快適な生活環境を確保するため、次の点に配慮した森林の保全、整備に努める。

国土の高度な利用、開発に伴い多発する山地災害を未然に防止するため荒廃地の復旧、荒廃危険地の整備、防災林の造成等を通じた山地災害危険地対策の推進、水源山地にある森林の水源涵養機能を維持・増強させるための森林整備の推進、生活環境の保全に資するため都市周辺にある貴重な森林の保全、整備の推進、森林の持つ各種公益的機能を維持増進させるための保安林の計画的な配備とその整備の推進を図る。

③ 海岸事業の推進

海岸については、津波、高潮、波浪、海岸侵食等による自然災害から国土を保全

し、国民生活の安全性を確保するため、その整備の推進が必要である。

その際、複数の施設を組み合わせ、砂浜の消波機能等を活かした多面的機能を有する面的防護方式を進めることにより、海岸の良好な環境の保全を図りつつ、国民の海辺とのふれあいに配慮した整備に努める。

また、国民生活の向上に伴い、海洋性レクリエーションのニーズの増加も見込まれるところであり、地域振興にも配慮した沿岸域の新たな利用に努める。

④ 農地の保全と森林整備

農地は、農村社会の生活と密接不可分であるばかりではなく、国土保全機能をも有しており、その機能の維持・増進に努めるとともに、自然災害等を未然に防止するため、農地防災、農地保全等の推進が重要である。

また、森林については、その多面的機能を高度に発揮させるため、人工林の適正な整備、複層林の造成、天然林施業の展開等を推進する。さらに、分収育林の推進や国民一般からの拠出による基金の設置等幅広い運動も進める必要がある。

⑤ 水資源の開発

我が国においては、一人当たりの年平均降水量は国際的にみても小さく、また、地形、気象等の条件による制約もあることから、水資源を開発・利用するには厳しい条件下にある。今後の水需要の増大に対応しつつ、水需給のバランスを達成するため、長期的な展望に立った計画的な水資源開発の推進、水資源の有効利用の促進等に努める。

また、大都市地域における異常渇水対策としての渇水対策ダム事業等の推進や局地的に水需要の増加している地域の水不足の解消、消・流雪用水や環境用水の確保等を図る等、地域特性に応じたきめ細かな水資源開発の推進を図る。

(2) 生活環境基盤の整備

① 下水道整備の推進

下水道は公共用水域の水質保全、生活環境の改善及び浸水の防除を通じて、都市環境の改善や都市機能の維持に不可欠の施設である。しかし、我が国では、下水道の整備は歴史的に立ち遅れたばかりでなく、急激な都市化の進展等により全国的にその整備は不十分な状態にとどまっており、快適な都市生活の実現のために、下水道整備の推進に努める。

このため、下水道の整備水準を全国的に引き上げることとし、特に、現在普及が

遅れている地方中小都市や農山漁村における下水道整備の一層の推進を図るとともに、雨水流出抑制にも配慮しつつ、都市における雨水排除能力の向上を図る。

また、都市における良好な水景観の形成等を図るため下水処理水の有効利用の推進や、下水道の整備に伴い大量に発生する下水汚泥の処理の推進及びその有効利用に努める。

② 公園緑地の整備の推進

都市における公園緑地は、都市生活にゆとりと潤いを与え、また、都市の防災性を高める機能を有するものであり、都市住民が共有する貴重な空間としてその役割は高まりつつある。

国民の生活水準の向上、生活意識の高度化、自由時間の増大等を背景に、都市公園等に対するニーズも高度化、多様化しており、地域の特性等をいかした質の高い整備に努める。

このため、余暇時間の増大を背景とした広域的かつ多様化する余暇活動に対応した都市公園、リゾート拠点等の整備を推進するとともに、地域の文化、自然環境等を活用した地域性豊かな都市公園等の整備に努める。

また、大震災時において避難地、避難路等として機能する都市公園並びに国民の健康の維持・増進に資する都市公園の整備に努める。

③ 住宅対策の推進

住宅は、国民の住生活の基盤として、豊かな生活を実現するうえで極めて重要な役割を果たしている。

住宅は、既に量的には充足されていることから、今後は、地域の自然的、社会的条件をいかにしながら、国民のニーズに的確に対応し、21世紀に向けて良質なストックを形成していくことが重要である。また、大都市圏においては、既成市街地における低質な住宅地の残存や通勤時間の増大等居住水準及び住環境の面での立ち遅れが指摘されており、良好な都市居住空間の確保が必要である。

このため、今後は、地域の特性を踏まえた魅力ある住宅供給の促進、高齢化の進展に対応した住宅施策の推進を図るとともに、国民の住生活に対する意識の変化に対応し、都市・田園複合居住等の新たな住宅需要に応えていく。

また、都心部等における空閑地の利用や土地の高度利用を促進しつつ、大都市地域における良質な住宅の供給に努める。

さらに、既存住宅の有効な活用や、自力では最低居住水準を確保できない階層に

対する公共賃貸住宅の供給、標準世帯向け賃貸住宅の供給等に努め、居住水準の着実な向上に努める。

④ 水道施設整備の推進

人口の増加、生活水準の向上等に伴い、水道水の量的確保と質的向上が求められている。

このため、水道未普及人口の解消を図るとともに、水道水の需要増に対応した計画的な水道水源の確保及び広域的観点に立った水道施設の整備を図る。

また、清浄で異臭味等のない水を供給するための高度浄水施設の整備を推進する。

さらに、渇水時、災害時の給水確保のため、水道施設の耐震化、連絡管の布設等による水道のライフライン機能の強化を図る。

⑤ 廃棄物処理施設整備の推進

人口の増加、生活水準の向上等に伴い、ごみ排出量等が増大していくと考えられるとともに、快適な生活環境に対する国民ニーズが高まってきている。

このため、概ね全てのごみ、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するための廃棄物処理施設の計画的な整備等を推進する。

また、大都市圏における広域的な廃棄物処理場を含む処分場の計画的な確保を図る。

さらに、便所の水洗化ニーズを踏まえ、生活排水対策を推進するため、民間活力を活用しつつ、処理性能にすぐれた合併処理浄化槽の整備等を図る。

なお、廃棄物処理施設の円滑な整備を促進するため、廃棄物の資源化・有効利用の推進、廃棄物処理施設のアメニティ化等について検討する必要がある。

⑥ 農山漁村における生活環境の向上

都市に比べ立ち遅れている農山漁村の生活環境整備については、排水施設、生活道路等の整備率の向上の促進を図る。特に、生活污水等の処理により、農業用排水等の水質の保全及び集落環境の改善を図るため、集落排水施設の整備を推進する。

また、農道、林道等については農林水産業の体質強化を図ることに加え農山漁村における生活環境の向上を図るため、それらの整備を促進する。

⑦ リゾート基地の整備

今後は、国民の自由時間が増大することが考えられ、余暇の充実に向けた施策の推進が重要である。このため、身近なレクリエーションの場や広域的な余暇活動の展開の場として、自然条件、歴史的条件等の地域の特色を活用しつつ、海洋・沿岸

域、森林、農村など全国に多彩なりゾート地域等の整備を促進する。その整備に当たっては、民間事業者の能力の活用に重点をおくとともに、公共部門においては関連公共施設の整備、財政金融上の措置、土地利用上の配慮等の措置を講ずる必要がある。

(3) 地域交通の整備

① 道路

大都市圏においては、臨海部の再開発等の都市構造の再編成に資する道路の整備をスーパーブロック化の検討や開発利益の還元を図りつつ推進するとともに、混雑の激しい交差点、踏切の立体化等を推進する。

地方部の定住と交流を促進し、地域の生活環境の向上、地域の振興、活性化に資する道路の整備を推進する。

健全な市街地の形成等を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による道路整備を図るとともに、円滑な都市交通を確保するため、都市モノレール、駅前広場、自動車駐車場等の各種都市交通施設の整備に努める。

安全かつ快適な道路交通を確保するため、連続立体交差事業等による踏切の立体化、歩道等の交通安全施設等の整備や道路の防・震災機能の向上を図るとともに、道路の緑化等親しみのある道路環境整備を推進する。

② 鉄道

大都市圏においては、公共交通機関の混雑を緩和し、大量の宅地供給にも資するため採算性に留意して、新線建設や複々線化等による輸送力増強や鉄道の相互乗り入れ等による利便性・快適性の向上を図る。

地方都市においては、輸送サービスの向上や幹線交通との連絡強化等を図り、公共輸送機関としての利便性や信頼性を高めていく。

これら鉄道の設備投資には巨額な資金を要し、資本の懐妊期間も長いため、資金調達や支払い利子の負担を軽減するための長期低利の公的資金の導入、特定都市鉄道整備積立金制度の活用等の他、円滑な用地取得、開発利益の還元策、宅地開発との一体的な整備等についての検討が必要である。また、地権者の利用が及ばない深い地下空間の公的利用の可能性を検討し、都心部に乗り入れる鉄道建設の円滑化を図ることも必要である。

③ 物流施設

近年における物流ニーズの高度化、多様化に対応した物流サービスの拡充を推進するため、物流施設について、従来の機能に加え流通加工機能、情報通信機能等の導入による高度な物流拠点の整備を推進する。

また、地域における海上交通と陸上交通の結節点である港湾は、物流を中心として、人、情報の交流等の場として地域の一拠点となっており、物流機能に加え地域の多様なニーズに応えられるよう諸機能が調和よく存在する総合的な港湾空間の形成を推進する。

(4) 厚生福祉施設の整備

① 老人福祉施設の整備

本格的な高齢化社会の到来を背景として、要介護老人対策の一層の推進を図ることが必要となっており、老後も住み慣れた地域社会で家族や近隣の人々と暮らしていけるよう、在宅介護を支援するための事業の拠点となる施設の整備を推進する。また、医療ニーズと生活ニーズの両方に応える総合的な施策の展開が求められており、老人保健施設の整備を図る。さらに、寝たきり老人等で、居宅において適切な介助が困難な者を対象とした特別養護老人ホームの整備、寝たきり老人に対する介護機能を有する優良な有料老人ホームの育成を図る。

② 保健・医療施設の整備

国民の健康に対する関心の高まりに応じていくため、健康増進モデルセンターの整備を進めるとともに、安全かつ効果的に健康増進をもたらすサービスを提供できる健康増進施設の普及を推進する。また、地域医療計画に沿って、医療資源の地域的な偏在の是正を図るとともに、必要な医療機能の体系的整備を図る。

(5) 生涯学習関係施設の整備

多様な能力、多様な個性を生かし、社会の変化等に積極的かつ柔軟に対応し主体的に行動していくことのできる人間を育てるため、過大規模校の早期解消、教育方法の多様化等に対応した施設設備等児童生徒を取り巻く教育環境整備を推進する。

また、昭和67年度にピークに達する18歳人口に適切に対処するため、国公私を通じた大学・短期大学の計画的な整備を行う。

さらに、従来の学校中心の考え方から脱却し、学校教育の基盤の上に、国民一人一

人が生涯を通じてその自発的な意志により主体的に、各自の多様なニーズに従って、いつでもどこでも学習できる生涯学習社会を建設していく必要がある。このため、社会教育施設・スポーツ施設・文化施設等の整備、放送大学による学習機会の拡充、大学の開放及びこれらの有効利用のための学習情報ネットワークの整備、ならびに身近な日常生活圏域におけるスポーツ・レクリエーション・文化活動のための施設の一体的整備を推進する。

(6) 資源・エネルギー基盤の整備

石油の安定的供給を確保するため、石油備蓄の拡充等を図る。また、石油依存度の低減化のため石油代替エネルギーの開発・利用及び省エネルギーを着実に推進する。特に、原子力発電の開発について、安全性に一層万全の対策を講じつつその推進を図るとともに、新エネルギー技術等の開発・導入の推進を図る。さらに、エネルギーの安定的、効率的供給を図りつつ、エネルギーニーズの高度化、多様化に対応するためコージェネレーション、電力 200V 化等を推進する。

これに加えて、都市エネルギーシステムのセキュリティーの向上等を図る基盤の整備を推進するとともに、マンガン、クロム等のレアメタルについて、備蓄や自主開発の推進等、その安定的供給の基盤の整備を図る。

3. 産業構造調整分野

(1) 研究開発拠点の整備

産業構造の高度化が進む中で、研究開発機能や情報、人材育成等に関する新しい産業の重要性が高まっており、工業に加え、これらの分散、再配置を図る。また、地方中枢都市・中核都市を中心として、公的な研究施設等の先行的な整備により、当該地域の技術基盤の特色を活かしつつ新素材、バイオテクノロジー等特色ある研究開発拠点の整備を図る。

(2) 農林水産業の基盤整備

① 農業

生産性の高い農業を実現し、食料の安定供給の確保等を図るため、その基礎条件となる優良農地の確保、整備、農業用水、近代化施設の整備等を総合的、効率的に進める。

なかでも、生産性向上効果が大きく、農地流動化を促進することとなる圃場区画の大型化、汎用化等の基盤整備を進める。

また効率的な流通体制を目指すため、流通施設の整備を図る。

さらに、農村への企業進出の促進、地場産業の振興、都市との交流促進等による就業機会の創出や生活環境の整備等を進めることにより、定住条件の整備と農村地域の活性化を図る。

② 林業

森林については、木材の供給や山地災害の防止、水源の涵養に加え、保健・文化・教育的機能も含む多面的機能の発揮にも対応しうる森林の整備が必要である。このため、適正な保育、間伐の実施、複層林の造成、広葉樹を含めた人工林の着実な実施等を推進するとともに、基幹的な林道と併せ簡易な林道や作業道の開設等生産基盤の整備を促進することにより林業の活性化を図る。

③ 水産業

200海里体制の定着に伴い、我が国の周辺水域の高度利用が重要であり、このため、栽培漁業の推進、漁場整備等による「つくり育てる漁業」を推進する。また、国民ニーズに対応した水産物の供給の促進のため、漁港の広域的かつ一体的な整備、中核的流通加工施設の整備等により効率的な生産、流通、加工システムの確立を図る。さらに、水産業を核とした活力ある漁村地域社会の形成を図るため、地域の特性に応じ生産基盤、生活環境の整備等を総合的かつ計画的に推進する。

(3) 職業教育等の基盤施設の整備

産業構造の変化に対し、雇用面での円滑な対応をはかるため、職業高等学校等における職業教育の充実を図るとともに、そのための施設・設備等の整備を進める。

4. 新しい発展基盤分野

(1) 先端的技術の開発と研究基盤の整備

民間の競争を通じた活力の発揮の基盤として、産官学の連携の下にエレクトロニクスをはじめとした創造的技術開発の推進に努める。特に、今後我が国経済社会の知識集約化、情報化が進展していくことから、技術についてもソフト分野のレベルアップに努める。また、創造的な科学技術のシーズを探索し育成するとともに、新素材、バイオテクノロジー、宇宙・海洋等次世代の技術革新を担う基盤技術及び先端的技術の

開発を推進する。こうした先端的技術の開発にあたって必要となる大型・高度な研究施設、研究交流施設、研修施設等の研究基盤の整備を進める。その際、民間企業を中心とした産業技術の健全な発展を図るため、国としても技術開発の環境基盤を整備し、その促進と調和を図る。

(2) 国際交流拠点の整備

今後の国際化の進展に対応し、東京等を介さずに、地方においても直接海外と交流が可能となるよう地方の空港の国際化や、地方の港湾の整備やその関連施設の整備を進め、民間活力を活用しつつ、国際会議場、国際見本市会場等の国際交流基盤施設の整備を促進する。

(3) 学術研究基盤の整備

各分野における優れた人材を育成するとともに、国家・社会のあらゆる分野の発展の基盤となる学術研究の一層の充実を図る。このため、基礎研究を中心として公的支援の充実を図りつつ、独創的、先端的な学術研究を推進するため大学・大学院及び研究所の施設・設備や全国的な学術情報システムの整備の促進と、学術研究や技術開発の担い手である研究者養成のための大学院大学の創設、大学と社会の協力、連携の促進を図る。

また、国際的な学術研究の交流の機会を増やすために、国際的に運営される研究・研修施設の設立等国際的公共財の提供の検討や、今後増大すると見込まれている我が国への留学生、外国人研究者のための宿舎の計画的整備を推進する。

(4) 情報通信基盤の整備

経済社会の情報化、サービス化が進展する中で、情報通信は経済活動や国民生活にとって不可欠な役割を果たすものとなっており、ソフトウェアを充実して情報通信システムの高度化を図ることが期待されている。

このため、高度で多様な情報通信ニーズに対応した経済的なネットワークの構築に向けて、現行のサービス別ネットワークを統合した ISDN の実現を目指し、ネットワークのデジタル化を促進する。

また、国際化が進展する中で、世界各地の広範な情報を迅速に収集し、的確な対応を行うことが必要であることから、高度な国際的情報通信システムの整備とともに地

域と世界を直結する情報通信拠点の整備を促進する。

各地域においては、情報通信の活用による既存の地域産業の活性化、生活の利便性の向上等が求められているため、文化・産業の特性に応じて、CATV等各種ニューメディアの普及、データベースの構築を図り、これらを活用した各種情報通信システムの整備を促進する。また、放送サービスの高度化、多様化を図るため、高度映像メディアの普及を促進する。